(19) **日本国特許庁(JP)** 

# (12) 特 許 公 報(B2)

(11)特許番号

特許第5353251号 (P5353251)

(45) 発行日 平成25年11月27日(2013.11.27)

(24) 登録日 平成25年9月6日(2013.9.6)

(51) Int.Cl.			FΙ		
HO 1 G	4/30	(2006.01)	HO1G	4/30	3 O 1 B
HO 1 G	4/232	(2006.01)	HO1G	4/30	301F
HO 1 G	4/228	(2006.01)	HO1G	4/12	352
			HO1G	1/14	$\mathbf{W}$

請求項の数 8 (全 14 頁)

(21) 出願番号 (22) 出願日	特願2009-1936 (P2009-1936) 平成21年1月7日 (2009.1.7)	(73) 特許権者		
(65) 公開番号	特開2010-161172 (P2010-161172A)	東京都港区芝浦三丁目9番1号		
(43) 公開日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(74) 代理人	100088155	
審查請求日	平成23年9月15日 (2011.9.15)		弁理士 長谷川 芳樹	
田上明か口	,	行れいまま	100113435	
		(74) 代理人		
			弁理士 黒木 義樹	
		(74) 代理人	100124062	
			弁理士 三上 敬史	
		(74) 代理人	100145012	
			弁理士 石坂 泰紀	
		(72) 発明者	富樫 正明	
		// - // - // - // - // - // - // - //	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 T	
			DK株式会社内	
			D IZ MANA TEL A	
			■ 0万 天 1~ 0ま ノ	
			最終頁に続く	

(54) 【発明の名称】積層コンデンサ及び積層コンデンサの実装構造

# (57)【特許請求の範囲】

# 【請求項1】

誘電体層を複数積層してなる素体と、

前記素体の両端面を覆うように形成された端子電極と、

前記端子電極に固定されたリード端子と、

前記素体に面する第1の面、及び実装基板への実装面となる第2の面を有する絶縁性基板と、を備え、

前記絶縁性基板には、前記第1の面から前記第2の面に至る貫通部が設けられ、

前記リード端子の先端部は、前記絶縁性基板に固定されない状態で前記貫通部を通<u>って</u> 前記第2の面に突出し、

前記リード端子の先端部のうち、前記第2の面に突出している部分は、前記第2の面の面内方向に屈曲する屈曲部となっており、

前記第2の面には、前記屈曲部を収容する収容溝が形成され、

前記屈曲部は、一方側部分が前記収容溝に収容され、他方側部分が前記第2の面から突出していることを特徴とする積層コンデンサ。

# 【請求項2】

前記貫通部は、前記絶縁性基板の内部に形成された貫通孔であり、

前記リード端子の先端部は、前記貫通孔に挿通されていることを特徴とする請求項 1 記載の積層コンデンサ。

【請求項3】

20

前記絶縁性基板は、前記素体の両端面と略面一となる端面を有し、

前記貫通部は、前記絶縁性基板の端面に形成された貫通溝であり、

前記リード端子の先端部は、前記貫通溝に収容されていることを特徴とする請求項 1 記載の積層コンデンサ。

# 【請求項4】

前記リード端子には、前記端子電極との固定部分から前記第1の面に至るまでの部分で、前記素体に対して外向きの凸部が形成されていることを特徴とする請求項1~<u>3</u>のいずれか一項記載の積層コンデンサ。

## 【請求項5】

前記リード端子には、前記端子電極との固定部分から前記第1の面に至るまでの部分で、前記素体に対して内向きの凸部が形成されていることを特徴とする請求項1~<u>3</u>のいずれか一項記載の積層コンデンサ。

## 【請求項6】

前記リード端子は、前記端子電極との固定部分から前記第1の面に至るまでの部分が前記誘電体層の積層方向に沿って一直線状に伸びていることを特徴とする請求項1~<u>3</u>のいずれか一項記載の積層コンデンサ。

## 【請求項7】

前記素体の両端面間の長さと前記絶縁性基板の両端面間の長さとが略一致していることを特徴とする請求項6記載の積層コンデンサ。

## 【請求項8】

請求項1~<u>7</u>のいずれか一項記載の積層コンデンサを用いた積層コンデンサの実装構造であって、

前記第2の面から突出する前記リード端子の先端部を実装基板のランド電極に電気的に接合してなることを特徴とする積層コンデンサの実装構造。

【発明の詳細な説明】

# 【技術分野】

#### [00001]

本発明は、積層コンデンサ及び積層コンデンサの実装構造に関する。

#### 【背景技術】

#### [0002]

従来、誘電体層を複数積層してなる素体と、素体内に形成された複数の内部電極と、素体の両端部を覆うように形成された一対の端子電極とを備えた積層コンデンサがある(例えば特許文献 1 参照)。近年では、電子機器の小型化に伴って、積層コンデンサを基板にSMD(Surface Mount Device)実装する方法が主流となってきている(例えば特許文献 2 参照)。

【特許文献1】特開2003-68563号公報

【特許文献2】特開平8-330702号公報

## 【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

## [0003]

ところで、積層コンデンサに電圧を印加した場合、電歪効果によって素体に印加電圧に応じた大きさの機械的歪みが生じる。特に交流電圧を印加したときには、この機械的歪みによって積層コンデンサに振動(電歪振動)が発生する。そのため、積層コンデンサを基板に実装し、交流電圧を印加すると、電歪振動が基板に伝播して、いわゆる音鳴きが発生することがある。この音鳴きの問題は、積層コンデンサと基板との接触面積の大きなSMD実装では特に顕著になると考えられる。

# [0004]

本発明は、上記課題の解決のためになされたものであり、音鳴きの発生を抑えつつ、SMD実装を可能とする積層コンデンサ、及びこのような積層コンデンサの実装構造を提供することを目的とする。

10

20

30

40

#### 【課題を解決するための手段】

## [0005]

上記課題の解決のため、本発明に係る積層コンデンサは、誘電体層を複数積層してなる素体と、素体の両端面を覆うように形成された端子電極と、端子電極に固定されたリード端子と、素体に面する第1の面、及び実装基板への実装面となる第2の面を有する絶縁性基板と、を備え、絶縁性基板には、第1の面から第2の面に至る貫通部が設けられ、リード端子の先端部は、絶縁性基板に固定されない状態で貫通部を通り、第2の面に突出していることを特徴としている。

## [0006]

この積層コンデンサでは、素体の両端面を覆う端子電極にリード端子が固定されている。これにより、電圧印加時の積層コンデンサに電歪振動が発生した場合であっても、リード端子が撓むことによって電歪振動が緩和され、音鳴きの発生を防止できる。また、リード端子の先端部が絶縁性基板の実装面である第2の面から突出しているので、SMD実装において実装基板のランド電極との接続を簡便に行うことができる。このリード端子の先端部は、絶縁性基板に固定されない状態で貫通部を通っているので、リード端子の撓みが絶縁性基板への固定によって阻害されることもなく、電歪振動の緩和効果が担保される。

#### [0007]

また、貫通部は、絶縁性基板の内部に形成された貫通孔であり、リード端子の先端部は 、貫通孔に挿通されていることが好ましい。この場合、簡単な構成で絶縁性基板にリード 端子を係合させることができる。

#### [00008]

また、絶縁性基板は、素体の両端面と略面一となる端面を有し、貫通部は、絶縁性基板の端面に形成された貫通溝であり、リード端子の先端部は、貫通溝に収容されていることが好ましい。この場合、絶縁性基板の面積を小さくすることが可能となり、積層コンデンサの実装密度を高めることができる。

## [0009]

リード端子の先端部のうち、第2の面に突出している部分は、第2の面の面内方向に屈曲する屈曲部となっていることが好ましい。この場合、SMD実装において実装基板のランド電極との接続をより確実に行うことができる。また、絶縁性基板からのリード端子の抜けを防止できる。

# [0010]

また、第2の面には、屈曲部を収容する収容溝が形成されていることが好ましい。この場合、収容溝の深さによって絶縁性基板の第2の面からのリード端子の先端部(屈曲部)の突出量を調整できるので、実装基板のランド電極への確実な接続を担保しつつ、積層コンデンサと実装基板との高さ方向の位置合わせを容易にできる。

#### [0011]

リード端子には、端子電極との固定部分から第1の面に至るまでの部分で、素体に対して外向きの凸部が形成されていることが好ましい。この場合、素体と絶縁性基板との間に一定の間隔が形成される。また、凸部の形成によってリード端子の長さも長くなる。したがって、音鳴きの発生をより好適に防止できる。

# [0012]

また、リード端子には、端子電極との固定部分から第1の面に至るまでの部分で、素体に対して内向きの凸部が形成されていることが好ましい。この場合、素体と絶縁性基板との間に一定の間隔が形成される。また、凸部の形成によってリード端子の長さも長くなる。したがって、音鳴きの発生をより好適に防止できる。また、この凸部により、絶縁性基板の厚さ方向に素体を位置決めできる。

#### [0013]

また、本発明に係る積層コンデンサの実装方法は、上述した積層コンデンサを用いた積層コンデンサの実装構造であって、第2の面から突出するリード端子の先端部を実装基板のランド電極に電気的に接合してなることを特徴としている。

10

20

30

40

## [0014]

この積層コンデンサの実装構造では、素体の両端面を覆う端子電極にリード端子が電気的に接続されている。これにより、電圧印加時の積層コンデンサに電歪振動が発生した場合であっても、リード端子が撓むことによって電歪振動が緩和され、音鳴きの発生を防止できる。また、リード端子の先端部が絶縁性基板の実装面である第2の面から突出しているので、SMD実装において実装基板のランド電極との接続を簡便に行うことができる。このリード端子の先端部は、絶縁性基板に固定されない状態で貫通部を通っているので、リード端子の撓みが絶縁性基板への固定によって阻害されることもなく、電歪振動の緩和効果が担保される。

#### 【発明の効果】

10

## [0015]

本発明に係る積層コンデンサ及び積層コンデンサの実装構造によれば、音鳴きの発生を抑えつつ、SMD実装が可能となる。

【発明を実施するための最良の形態】

## [0016]

以下、図面を参照しながら、本発明に係る積層コンデンサ及び積層コンデンサの実装構造の好適な実施形態について詳細に説明する。

#### [0017]

## 「第1実施形態]

図1は、本発明の第1実施形態に係る積層コンデンサの実装構造を示す分解斜視図である。また、図2は、その側面図である。

20

#### [0018]

図1及び図2に示すように、積層コンデンサ1の実装構造 K1は、積層コンデンサ1を実装基板2にSMD実装してなる構造である。積層コンデンサ1は、例えば2012タイプ(長さ2.0mm、幅1.2mm、高さ1.0mm)の積層セラミックコンデンサであり、誘電体層3を複数積層してなる略直方体形状の素体4と、素体4の長手方向の両端面4a,4bを覆うように形成された一対の端子電極5,5と、素体4の底面側に配置された絶縁性基板6と、端子電極5,5のそれぞれに電気的に接続されたリード端子7,7とを備えている。

## [0019]

30

素体 4 を構成する誘電体層 3 は、例えば B a T i O  $_3$  系、 B a (T i , Z r ) O  $_3$  系、 又 は (Ba, Ca) T i O  $_3$  系といった誘電体セラミックを含むセラミックグリーンシート の積層体を焼結することによって形成されている。素体 4 では、各誘電体層 3 は、互いの 境界が視認できない程度に一体化されている。

## [0020]

素体 4 の内部には、図 2 に示すように、第 1 の内部電極 8 a 及び第 2 の内部電極 8 b が設けられている。第 1 の内部電極 8 a 及び第 2 の内部電極 8 b は、例えば N i を含む導電性ペーストを印刷等によってセラミックグリーンシートにパターン形成し、当該パターンがセラミックグリーンシートと共に焼結されることによって形成されている。

## [0021]

40

第1の内部電極8aと第2の内部電極8bとは、少なくともグリーンシート1層分に相当する誘電体層3を挟むようにして積層方向に交互に配置され、第1の内部電極8aの端部は、素体4の一方の端面4aまで伸び、第2の内部電極8bの端部は、素体4の他方の端面4bまで延びている。

### [0022]

第1の内部電極8aと第2の内部電極8bとによって挟まれる素体領域は、積層コンデンサ1における静電容量を実質的に発生させる部分である。この素体領域は、電歪効果によって機械的歪みが生じる領域でもある。すなわち、素体領域は、第1の内部電極8aと第2の内部電極8bとの間に電圧が印加されると、素体4の積層方向に膨張し、素体4の対向する側面を結ぶ方向に収縮する。

#### [0023]

端子電極 5 , 5 は、例えば導電性金属粉末及びガラスフリットを含む導電性ペーストを素体 4 の両端面 4 a , 4 b に付与し、これを焼き付けることによって形成される。焼き付けられた端子電極 5 の表面には、必要に応じてめっき層が形成される。導電性ペーストの付与には、例えばディップ法又は印刷法を用いることができる。

#### [0024]

絶縁性基板 6 は、例えばポリエステル、エポキシ、フェノールなどの樹脂からなり、厚さ  $0.5 \, \text{mm} \sim 1.0 \, \text{mm}$  程度の平板状をなしている。絶縁性基板 6 の上面は、素体 4 に面する第 1 の面 6 a となっており、絶縁性基板 6 の底面は、実装基板 2 への実装面となる第 2 の面 6 b となっている。

# [0025]

絶縁性基板6の内部には、第1の面6aから第2の面6bに至る断面円形状の一対の貫通孔9,9が設けられている。貫通孔9,9の内径は、後述するリード端子7の外径よりもわずかに大きく、例えば0.6mm~1.0mmとなっている。また、貫通孔9,9間の間隔は、素体4の長さとほぼ同等となっている。

## [0026]

さらに、絶縁性基板6の第2の面6bには、貫通孔9,9と略同径の断面半円形状の一対の収容溝10,10が設けられている。収容溝10,10は、絶縁性基板6の長手方向の端面6c,6dから貫通孔9の真下の位置に伸びており、この位置で貫通孔9,9の下端部と連通している。

#### [0027]

リード端子7,7は、例えば外径0.5mm程度の金属細線である。リード端子7は、 素体4における誘電体層3の積層方向に配置され、リード端子7の基端部7aは、素体4 の両端面4a,4bにおいて端子電極5,5の表面にそれぞれハンダで固定されている。

#### [0028]

一方、リード端子7の先端部7bは、絶縁性基板6には固定されない状態で貫通孔9,9にそれぞれ通され、第2の面6bに突出している。より具体的には、リード端子7の先端部7bのうち、第2の面6bに突出している部分は、第2の面6bの面内方向に向かって外側に屈曲する屈曲部7cとなっており、収容溝10,10に収容された状態で絶縁性基板6の長手方向の端面6a,6bの位置まで延びている。

#### [0029]

ここで、上述した収容溝10,10は、断面半円形状をなしている。このため、屈曲部7cの下半分部分が第2の面6bから突出した状態となっている。この屈曲部7cの下半分部分は、クリームハンダのリフローによって実装基板2のランド電極2aに固定されている(図2参照)。

# [0030]

以上説明したように、積層コンデンサ1の実装構造 K1では、素体4の両端面4a,4bを覆う端子電極5,5にリード端子7,7が固定されている。これにより、電圧印加時の積層コンデンサ1に電歪振動が発生した場合であっても、主として端子電極5との固定部分から絶縁性基板6の第1の面6aに至るまでの部分でリード端子7,7が撓むことによって電歪振動が緩和され、音鳴きの発生を防止できる。

#### [0031]

また、リード端子7の先端部7bが絶縁性基板6の実装面である第2の面6bから突出しているので、SMD実装において実装基板2のランド電極2aとの接続を簡便に行うことができる。リード端子7の先端部7bは、絶縁性基板6に固定されない状態で貫通孔9を通っているので、リード端子7の撓みが絶縁性基板6への固定によって阻害されることもなく、電歪振動の緩和効果が担保される。

#### [0032]

さらに、積層コンデンサ1の実装構造 K 1 では、リード端子7の先端部7 b が絶縁性基板6の貫通孔9を通っており、先端部7 b のうち、絶縁性基板6の第2の面6 b に突出す

10

20

30

40

る部分が屈曲部7cとなっている。これにより、絶縁性基板6とリード端子7,7との係合を簡単な構成で実現でき、絶縁性基板6への固定を行わずに、リード端子7の抜けを防止できる。

# [0033]

また、屈曲部7cは、収容溝10に収容された状態で第2の面6bの面内方向に屈曲しており、屈曲部7cの下半分部分のみが第2の面6bから突出した状態となっている。このように、収容溝10,10の深さによって第2の面6bからのリード端子7,7の突出量を調整できるので、実装基板2のランド電極2aへの確実な接続を担保しつつ、積層コンデンサ1と実装基板2との高さ方向の位置合わせを容易にできる。

## [0034]

[第2実施形態]

続いて、本発明の第2実施形態について説明する。図3は、本発明の第2実施形態に係る積層コンデンサの実装構造を示す分解斜視図である。また、図2は、その側面図である

## [0035]

図3及び図4に示す積層コンデンサ11の実装構造K2は、板状のリード端子12,12を用いている点で、線状のリード端子7,7を用いている第1実施形態と異なっている。すなわち、積層コンデンサ11の実装構造K2では、リード端子12,12は、例えば厚さ0.1mm、幅0.5mm~1.5mmの帯状をなしており、絶縁性基板6の内部に設けられる貫通孔13,13が、リード端子12,12の形状に対応して断面矩形状となっている。

#### [0036]

リード端子12の基端部12aは、素体4の両端面4a,4bにおいて端子電極5,5の表面にそれぞれハンダで固定され、リード端子12の先端部12bは、絶縁性基板6には固定されない状態で貫通孔13,13にそれぞれ通されている。また、リード端子12の基端部12aには、端子電極5との固定部分から素体4の上面に向かって張り出す張出部12dが形成されている。リード端子7の先端部12bのうち、第2の面6bに突出している部分は、第2の面6bの面内方向に向かって外側に屈曲する屈曲部12cとなっており、第2の面6bの表面に沿って絶縁性基板6の長手方向の端面6c,6dの位置まで延びている。

## [0037]

なお、第1実施形態とは異なり、絶縁性基板6の第2の面6bは、収容溝10,10の無い平坦面となっている。屈曲部12cは、第2の面6bの面内方向に向かって内側に屈曲させてもよいが、本実施形態のように屈曲部12cを外側に屈曲させた場合には、屈曲部12cとランド電極2aとの接合状態を視認しやすいという利点がある。

#### [0038]

このような積層コンデンサ11の実装構造 K2においても、第1実施形態と同様に、電圧印加時の積層コンデンサ11に電歪振動が発生した場合であっても、主として端子電極5との固定部分から絶縁性基板6の第1の面6aに至るまでの部分でリード端子12,12が撓むことによって電歪振動が緩和され、音鳴きの発生を防止できる。また、絶縁性基板6とリード端子12の振けを防止できる。また、リード端子12の張出部12dによって素体4が押さえられるので、音鳴きの防止効果が高められる。

# [0039]

### 「第3実施形態]

続いて、本発明の第3実施形態について説明する。図5は、本発明の第3実施形態に係る積層コンデンサの実装構造を示す分解斜視図である。また、図6は、その側面図である

# [0040]

図5及び図6に示す積層コンデンサ21の実装構造K3は、貫通孔9,9に代えて、絶

10

20

30

40

縁性基板 6 に貫通溝 2 4 , 2 4 を設けている点で第 1 実施形態と異なっている。すなわち、積層コンデンサ 1 の実装構造 K 1 では、絶縁性基板 2 3 の長手方向の両端面 2 3 c , 2 3 d が素体 4 の両端面 4 a , 4 b と略面一となるように絶縁性基板 2 3 の長さが設定されており、この両端面 2 3 c , 2 3 d に第 1 実施形態の貫通孔 9 , 9 と略同径の断面半円形状の貫通溝 2 4 , 2 4 がそれぞれ設けられている。また、絶縁性基板 2 3 の第 2 の面 2 3 b には、第 1 実施形態と同様に収容溝 1 0 , 1 0 が設けられている。収容溝 1 0 , 1 0 は、貫通溝 2 4 , 2 4 の真下の位置で貫通溝 2 4 , 2 4 の下端部と連通している。

## [0041]

リード端子25の基端部25 a は、素体4の両端面4a,4bにおいて端子電極5,5 の表面にそれぞれハンダで固定され、リード端子25の先端部25 b は、絶縁性基板23 には固定されない状態で貫通溝24,24にそれぞれ収容されている。リード端子25の先端部25 b のうち、第2の面23 b に突出している部分は、第2の面23 b の面内方向に向かって内側に屈曲する屈曲部25 c となっており、収容溝10,10 に収容された状態で絶縁性基板23の長手方向の端面23 c,23 d から第2の面23 b の表面に沿って所定の長さだけ内側に伸びている。

#### [0042]

このような積層コンデンサ 2 1 の実装構造 K 3 においても、第 1 実施形態と同様に、電圧印加時の積層コンデンサ 2 1 に電歪振動が発生した場合であっても、主として端子電極 5 との固定部分から絶縁性基板 2 3 の第 1 の面 2 3 a に至るまでの部分でリード端子 2 5 , 2 5 が撓むことによって電歪振動が緩和され、音鳴きの発生を防止できる。また、絶縁性基板 2 3 とリード端子 2 5 , 2 5 との係合を簡単な構成で実現でき、絶縁性基板 2 3 への固定を行わずに、リード端子 2 5 の抜けを防止できる。

## [0043]

また、絶縁性基板23の長手方向の両端面23c,23dに貫通溝24,24を設けることで、素体4の長さとほぼ同じ長さにまで絶縁性基板23の長さを小さくすることが可能となるので、積層コンデンサ21の実装密度を高めることができる。

## [0044]

#### 「第4実施形態]

続いて、本発明の第4実施形態について説明する。図7は、本発明の第4実施形態に係る積層コンデンサの実装構造を示す分解斜視図である。また、図8は、その側面図である

# [0045]

図7及び図8に示す積層コンデンサ31の実装構造K4は、リード端子32,32の中間部分に凸部33を設けている点で、このような凸部33を設けていない第1実施形態と異なっている。すなわち、積層コンデンサ31の実装構造K4では、端子電極5との固定部分から絶縁性基板6の第1の面6aに至るまでの部分で、素体4に対して外向きとなるように、リード端子32,32に略V字状の凸部33がそれぞれ設けられている。凸部33の突出長さは、例えば0.5mmとなっている。

## [0046]

このような積層コンデンサ31の実装構造 K4においても、第1実施形態と同様に、電圧印加時の積層コンデンサ31に電歪振動が発生した場合であっても、主として端子電極5との固定部分から絶縁性基板6の第1の面6aに至るまでの部分でリード端子32,32が撓むことによって電歪振動が緩和され、音鳴きの発生を防止できる。また、絶縁性基板6とリード端子32,32との係合を簡単な構成で実現でき、絶縁性基板6への固定を行わずに、リード端子32の抜けを防止できる。

# [0047]

また、リード端子32に外向きの凸部33を設けることにより、リード端子32の長さが長くなり、リード端子32,32の撓み量を十分に確保でき、電歪振動の緩和効果をより向上させることができる。また、この外向きの凸部33は、リード端子32,32を絶縁性基板6の貫通孔9,9に通す際に絶縁性基板6の第1の面6aに当接し、絶縁性基板

10

20

30

40

6に対する素体4の高さ方向の位置を決める位置決め部としても機能する。

#### [0048]

これにより、素体 4 の底面と絶縁性基板 6 の第 1 の面 6 a との間には、凸部 3 3 の大きさによって調整可能な一定の隙間が形成される。この隙間の形成により、積層コンデンサ 3 1 の電歪振動が素体 4 から絶縁性基板 6 に直接伝播することを抑えられるので、音鳴きの発生をより確実に防止できる。

#### [0049]

さらに、この積層コンデンサ31の実装構造 K4では、絶縁性基板6の第2の面6bから突出するリード端子32,32の先端部32bを第2の面6bの面内方向に屈曲させる際の曲げ応力が凸部33によって吸収され、素体4側への曲げ応力の伝播を抑制できる。したがって、素体4の破損や、端子電極5からのリード端子32の剥がれなどを抑止できる。

## [0050]

# [第5実施形態]

続いて、本発明の第5実施形態について説明する。図9は、本発明の第5実施形態に係る積層コンデンサの実装構造を示す分解斜視図である。また、図10は、その側面図である。

#### [0051]

図9及び図10に示す積層コンデンサ41の実装構造K5は、上述した第4実施形態の更なる変形例であり、リード端子42,42の中間部分における凸部43の向きが第4実施形態と異なっている。すなわち、積層コンデンサ41の実装構造K5では、端子電極5との固定部分から絶縁性基板6の第1の面6aに至るまでの部分で、素体4に対して内向きとなるように、リード端子42,42に略V字状の凸部43がそれぞれ設けられている。凸部43の突出長さは、例えば0.5mmとなっている。

#### [0052]

このような積層コンデンサ41の実装構造 K5においても、第1実施形態と同様に、電圧印加時の積層コンデンサ41に電歪振動が発生した場合であっても、主として端子電極5との固定部分から絶縁性基板6の第1の面6aに至るまでの部分でリード端子42,42が撓むことによって電歪振動が緩和され、音鳴きの発生を防止できる。また、絶縁性基板6とリード端子42,42との係合を簡単な構成で実現でき、絶縁性基板6への固定を行わずに、リード端子42の抜けを防止できる。

# [0053]

また、リード端子42に内向きの凸部43を設けることにより、リード端子42の長さが長くなり、リード端子42,42の撓み量を十分に確保でき、電歪振動の緩和効果をより向上させることができる。また、この内向きの凸部43は、素体4の底面に当接することにより、リード端子43に対する素体4の高さ方向の位置を決める位置決め部として機能する。また、凸部43は、リード端子43,43を絶縁性基板6の貫通孔9,9に通す際に絶縁性基板6の第1の面6aに当接し、絶縁性基板6に対する素体4の高さ方向の位置を決める位置決め部としても機能する。

#### [0054]

これにより、素体 4 の底面と絶縁性基板 6 の第 1 の面 6 a との間には、凸部 4 3 の大きさによって調整可能な一定の隙間が形成される。この隙間の形成により、積層コンデンサ 4 1 の電歪振動が素体 4 から絶縁性基板 6 に直接伝播することを抑えられるので、音鳴きの発生をより確実に防止できる。

### [0055]

本発明は、上記実施形態に限られるものではない。例えば上述した実施形態では、線状或いは平板状のリード端子を例示したが、他の断面形状を有するリード端子を用いてもよい。この場合、貫通孔、貫通溝、及び収容溝の形状は、リード端子の断面形状に合わせて適宜変更することが好ましい。

## [0056]

40

10

20

30

20

30

また、素体4の配置数は、要求される特性に応じて適宜変更してもよい。例えば図11に示す積層コンデンサ51の実装構造K6のように、素体4の幅方向に2つの素体4を配置してもよく、例えば図12に示す積層コンデンサ61の実装構造K7のように、素体4の高さ方向に2つの素体4を配置してもよい。

【図面の簡単な説明】

[0057]

- 【図1】本発明の第1実施形態に係る積層コンデンサの実装構造を示す分解斜視図である
- 【図2】図1に示した積層コンデンサの実装構造の側面図である。
- 【図3】本発明の第2実施形態に係る積層コンデンサの実装構造を示す分解斜視図である 10

。 【図4】図3に示した積層コンデンサの実装構造の側面図である。

- 【図5】本発明の第3実施形態に係る積層コンデンサの実装構造を示す分解斜視図である
- 【図6】図5に示した積層コンデンサの実装構造の側面図である。
- 【図7】本発明の第4実施形態に係る積層コンデンサの実装構造を示す分解斜視図である
- 【図8】図7に示した積層コンデンサの実装構造の側面図である。
- 【図9】本発明の第5実施形態に係る積層コンデンサの実装構造を示す分解斜視図である

【図10】図9に示した積層コンデンサの実装構造の側面図である。

- 【図11】本発明の変形例に係る積層コンデンサの実装構造を示す斜視図である。
- 【図12】本発明の別の変形例に係る積層コンデンサの実装構造を示す側面図である。

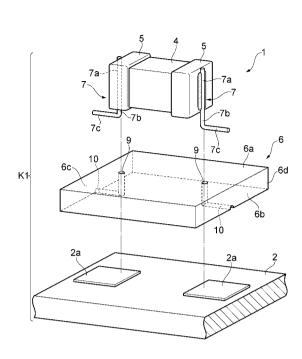
【符号の説明】

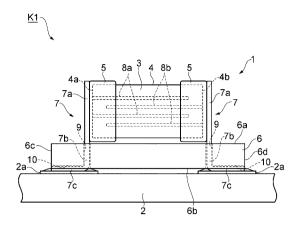
[0058]

1 , 1 1 , 2 1 , 3 1 , 4 1 , 5 1 , 6 1 ... 積層コンデンサ、2 ... 実装基板、2 a ... ランド電極、3 ... 誘電体層、4 ... 素体、4 a , 4 b ... 端面、5 ... 端子電極、6 , 2 3 ... 絶縁性基板、6 a , 2 3 a ... 第 1 の面、6 b , 2 3 b ... 第 2 の面、6 c , 6 d , 2 3 c , 2 3 d ... 端面、7 , 1 2 , 2 5 , 3 2 , 4 2 ... リード端子、7 b , 1 2 b , 2 5 b , 3 2 b , 4 2 b ... 先端部、7 c , 1 2 c , 2 5 c , 3 2 c , 4 2 c ... 屈曲部、9 , 1 3 ... 貫通孔(貫通部)、1 0 ... 収容溝、2 4 ... 貫通溝(貫通部)、3 3 , 4 3 ... 凸部、K 1 ~ K 7 ... 実装構造。

【図1】

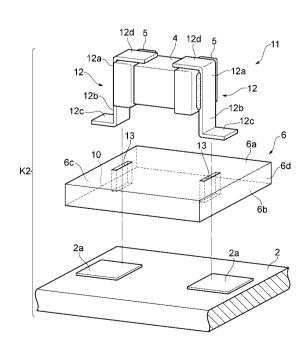
【図2】

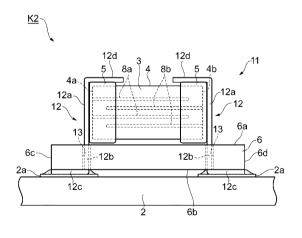




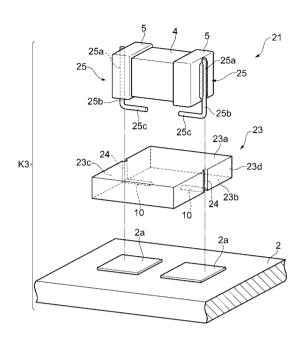
【図3】

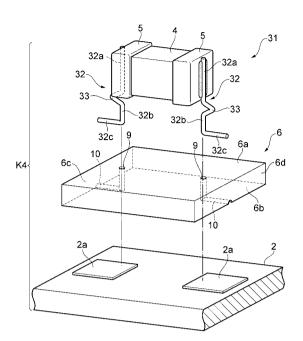
【図4】



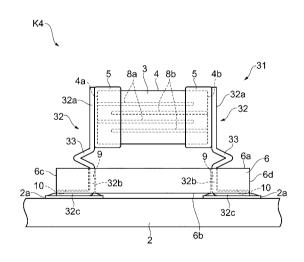


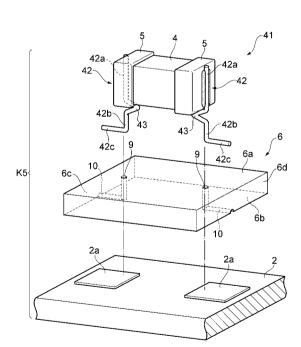
【図5】 【図7】





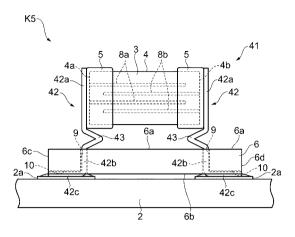
【図8】 【図9】

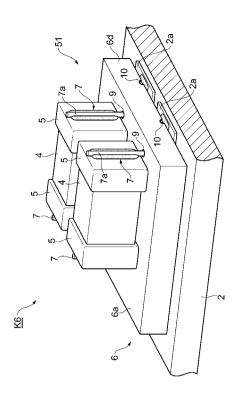




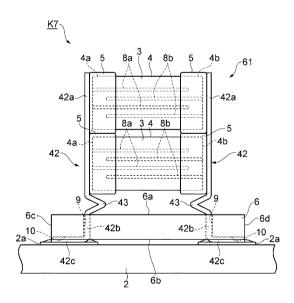
# 【図10】

【図11】

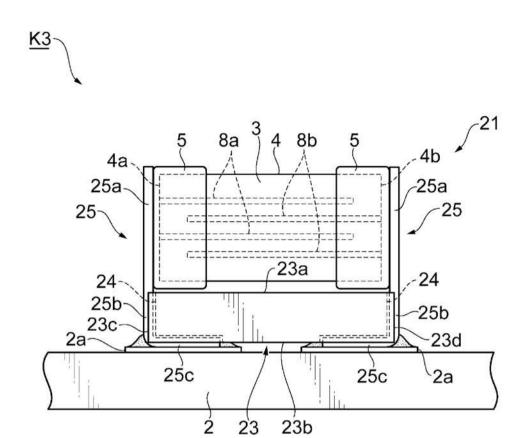




# 【図12】



【図6】



# フロントページの続き

# 審査官 岡本 正紀

(56)参考文献 特開平03-290987(JP,A)

特開2003-068563(JP,A)

実開昭57-026836(JP,U)

特開平09-148173(JP,A)

特開2001-035751(JP,A)

実開平07-033025(JP,U)

特開平05-299893(JP,A)

実開平02-090522(JP,U)

特開平06-104031(JP,A)

国際公開第2003/084296(WO,A1)

# (58)調査した分野(Int.CI., DB名)

H 0 1 G 4 / 3 0

H01G 4/228

H01G 4/232